

みなさんへのお願い 上申書を書いて下さい！

原告今西さんが提出した帳簿書類の証拠を調べ、「立会人問題」について憲法を精神を生かした判断をおこない、公正な裁判を求める

上申書

2008年 月 日

平成20年(行ツ)代66号 平成20年(行ヒ)第68号
最高裁判所第一小法廷 裁判長 横尾和子 殿

住所
氏名 印

私は、京都山科 今西税金裁判について、次のとおり要請いたします。
記

最高裁への上申書の例文です。

1…今西さんの税務調査の理由はありません。憲法に基づいて審理を尽くしてください。

2…今西さんの帳簿書類は、しっかり記帳しています。

立会人を理由として、消費税の仕入税額控除否認をしないで下さい。憲法に基づいて審理を尽くしてください。

3…今西さんは帳簿書類を「保存」し、税務署員の目の前に「提示」もしてきました。

憲法に基づいて審理を尽くしてください。

4…今西さんの提出した証拠の認否をして下さい。憲法に基づいて審理を尽くしてください。

これらを参考に、自分の思いを書いて下さい。

今西さんの税金裁判とは…01年7月、2人の東山税務署員が、きちんと記帳と納税を続けてきた山科区在住の今西和政さん(61才 土木建築業)宅に事前通知をせず、突然訪れ、具体的な調査理由も開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3千万円余りの更正処分をおこなってきました。

今西さんは、処分の撤回を求めて04年2月京都地方裁判所に提訴。

05年4月には平成10年から3年分の実額主張のための証拠書類、厚い冊子35冊にも及び、コピー枚数も3万枚余りにもなる「帳簿、領収書・請求書等」を提出し、全国から寄せられた「公正な判決を求める」署名は24,078筆を数えていましたが、06年10月27日、京都地裁で棄却。06年11月今西さんは大阪高裁に控訴。

07年11月16日帳簿書類の保存と提示の違い、今西さんが提示していた事は認めましたが訴えは棄却となりました。

今西さんは、新たな決意のもと、11月28日、最高裁へ上告しました。

08年1月24日には、最高裁判所に要請行動を行ってきました。

今西さんのたたかいは、一生続きます。みなさんのご支援をお願いします。

今回、最高裁に審議を尽くすよう訴えるために、緊急に上申書を作成しました。署名とあわせて広げて下さい。



08年1月24日最高裁判所前で、訴える今西さん。(左端)

消費税の2重取りを許さず

税制・税務行政をただす京都山科の会
事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 592-5858 / FAX 502-3246

2008年3月17日発行